

令和6年度軽井沢町建設コンサルタント入札参加資格審査申請について

軽井沢町が発注する各種コンサルタント業務（以下「コンサルタント」という。）の競争入札に参加を希望される者は、町が付与する種別の入札参加資格を得る必要があります。

今回は、令和5年度を審査年度とし、1年間（令和6年度）の資格付与を対象とした審査を行います。

当町が発注する「制限付き一般競争入札」に参加希望をされる者は、必ず資格付与の審査を受けてください。

1 入札参加資格の種類

測量、調査、補償、設計及び工事監理業務について、それぞれ資格を付与します。

2 入札参加資格の有効期限

今回付与する入札参加資格の有効期限は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。

3 入札参加資格審査の申請要件

入札参加資格を希望する業種について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

(1) コンサルタントに係る営業年数が審査基準日（令和5年4月1日）の前日まで引き続き1年以上経過していること。

(2) 入札参加資格を希望するコンサルタントについて、審査基準日の直前1年間の営業年度において業務実績があること。

(3) 入札参加資格の希望する種類に応じて、下記当該区分に定める要件を満たしていること。

ア) 測量

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。

イ) 建築コンサルタント

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

ウ) 建設コンサルタント

建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 5 条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）若しくは当該部門に係る実務経験が 20 年以上ある技術者を有していること。

エ) 地質調査

地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 5 条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士、RCCM 若しくは当該部門に係る実務経験が 20 年以上ある技術者を有していること。

オ) 補償コンサルタント

補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 5 条の規定による登録を受け、又は補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかにおける実務経験が 7 年以上ある技術者を有していること。

(4) 審査基準日（令和 5 年 4 月 1 日）の直前の営業年度（令和 4 年度）までの税金に未納額がないこと。

4 競争入札に参加することができない者

以下に該当する方は入札に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

ア) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ) 破産者で復権を得ない者

ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当する者で、その事実があった後、軽井沢町財務規則第 104 条第 1 項に規定する期間を定める要綱に定める期間を経過しない者

5 申請の手続き

別添 1 のとおりです。

6 資格の付与

提出された参加資格審査申請書の審査を行い、要件等が満たされていれば申請どおり資格を付与します。また、要件等が満たされていなければ、後日連絡します。

7 資格付与後の手続き

別添2のとおりです。

8 その他

- (1) **申請書は、町で作成した様式とします。**国や県などの様式では申請できません。
- (2) 受領書は用意しておりません。受領が必要な者は、各自で受領書を用意してください。(様式は問いません。また、郵送等の場合は返信用封筒を同封してください。)
- (3) 申請書受付後、内容に変更があった場合には、その都度別紙「申請書記載事項変更届」により必要事項を記載及び必要書類を添付し、遅滞なく提出してください。

(別添1)

申 請 の 手 続 き

1 申請書提出方法

申請書については、**軽井沢町で作成した様式に記載し**、原則として持参提出としますが、郵送等でも受付します(令和6年1月31日消印は有効)。なお、**提出にあたっては、申請書類に不備が無いかよく確認**してください。

2 受付期間

令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)までとします。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。

※上記期間以外は、一切受付いたしません(郵送の場合は、1月31日消印のものは受付いたします。)のでご了承ください。

3 提出場所

軽井沢町役場 総務課 契約管理係 (④番窓口)

申請書については軽井沢町独自様式に記載し、原則として持参提出としますが、郵送等でも受付します。なお、提出にあたっては、申請書類に不備が無いかよく確認してください。

4 提出書類(別添の確認票により確認してください。)

(1) 建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書

(2) 入札参加希望業種等記入票

(3) 提出書類確認票

(4) 誓約書

(5) 登録証明書(通知)・営業許可・認可等の証明書(写)

(6) 技術者名簿

(7) 提出年の直前2年(令和3年度、4年度)の各営業年度における業務経歴書

※国家資格等が無く実務経験該当の方は、技術者等経歴書(実務経験者用)を提出してください。

(8) 法人事業者の場合は履歴事項全部証明書又は、現在事項全部証明書(写し可)、
個人事業者の場合(町外業者に限る)は代表者の身分証明書(写し可)

(9) 使用印鑑届

(10) 印鑑証明書(写し可)

(11) 納税証明書(法人税・消費税、事業税、市町村税等)(写し可)

(12) 委任状又は社内規則（主たる営業所以外の営業所に入札を独自に参加する権限を与える場合のみ）

5 提出部数

正本 1 部

6 留意事項

(1) **申請書が町の様式以外や、申請書類に不足や不備がある場合は受付できません。**

申請書の提出にあたっては、記載内容や添付書類をよく確認のうえ、ひも綴じをして提出してください。（ファイル等は不要です。）

なお、上記「4 提出書類」のうち、

(4) 誓約書

(8) 法人事業者の場合は履歴事項全部証明書、町外の個人事業者の場合は代表者の身分証明書

(9) 使用印鑑届

(10) 印鑑証明書

(11) 納税証明書

については、他の申請「建設工事」、「物品等（役務の提供を含みます。）」をする場合は、最初の参加資格審査申請書に1部添付することにより、申請書ごとの提出を省略することができます。

(2) 委任状は代表者から直接委任されたものとし、委任期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

（委任先は、1者としてください。都合により2者以上となる場合は、申請時にその旨をお知らせください。）

(3) 証明書、履歴事項全部証明書等は提出日の3カ月以内に発行されたものに限りません。

(4) 申請書等の宛名は、「軽井沢町長 土屋三千夫」としてください。

(5) この説明書には、申請記載事項に変更のあった際の届出様式等が添付されているので、申請書提出後も必ず保管しておいてください。

(6) 有効期間は1年間です。受付期間以外での申請受付は行いません。

(7) 技術職員名簿の提出については、指定様式以外でもかまいませんが、別添の技術職員コード表の技術者コードを必ず記入してください。

(8) この審査は申請に基づいて行うものですので、資格付与後、申請内容に虚偽が確認された場合には、指名停止、または入札参加資格の取消処分を行います。

7 問い合わせ先

〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381-1

軽井沢町役場 総務課 契約管理係

TEL 0267-45-8914 (直通)

TEL 0267-45-8111 (代表) 内線 123

(別添2)

資格付与後の手続き等

1 入札参加資格の承継

入札参加資格者の法人成立、相続、会社の合併又は業務を譲り受けた場合においては、その入札参加資格の承継が認められることがあります。

詳しくは、総務課契約管理係へお問い合わせください。

2 申請事項の変更

入札参加資格が付与された後において、次の項目に変更があったときは、遅滞なく「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」及び「技術職員名簿」に、必要な書類を添付し提出してください。

(1) 本店、支店又は営業所の所在地、郵便番号又は電話番号

(2) 商号又は名称

(3) 代表者又は受任者（支店長・営業所長等）

(4) 廃業又は営業所の廃止、休止

※上記（1）～（4）については、履歴事項全部証明書、委任状、変更事項を証する書類を添付して「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

(5) 技術者

別紙により、「技術者名簿」を提出してください。

3 指名停止・資格の取消

(1) 入札参加資格者又はその使用人が入札参加資格審査申請又は経営事項審査で虚偽の申請をした場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した場合、贈賄及び不正行為等があった場合、経営者等が暴力団関係者の場合等には、その状況に応じて一定期間指名の停止をします。

(2) 入札参加資格者が欠格事由に該当するに至った場合は、当該資格は取消されます。